

第十九回 参議院建設委員会會議録第四十七号

昭和二十九年六月二日(水曜日)午後零時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
飯島連次郎君
小笠原三男君
近藤 信一君
田中 一君

衆議院議員

政府委員 久野 忠治君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
建設省住宅局長 師岡健四郎君
事務局側

常任委員 菊池 瑞三君
会専門員 武井 篤君
会専門員

- 本日の会議に付した事件
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 建設業法の一部を改正する法律案(田中一君外二十五名発議)
- 継続調査要求に関する件
- 建設行政に関する調査の件(調査報告書に関する件)

○委員長(深川タマエ君) それでは只今より建設委員会を開会いたします。最初に宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題にいたします。質疑のおありの方は順次御発言願います。

○三浦辰雄君 これは提案者の方にお聞きしたいのですが、或いは場合によつてはいずれこの法律が通つた後には、この法律の施行について責任を持たれる役所のほうでもかまいません。第四條の第三項で、従来の三千円以下というやつがこれによつて、再登録、登録更新の際には千五百円以下というふうに変更するわけですが、まあこのようになつて手数料的な収入というものは地方団体でそれ、この種の仕事の発展、改良、こういうふうなものにお使いになつていただくのだからと思つて、それが、そこでこういうふうに変更しては、いわば半値以下というか、半以下ということになりますと、この法律が始まつてまだ二年ではありますけれども、場合によつては、漸くこの業務の監督、改善、或いは発展といったようなものの行政の財源に充てていくという事情が弱れて、非常に地方団体としては困つたことができたということになつたのでは、今日地方財政が窮乏な際でもある、その類によつては又考えなければならぬかという問題もあらうと思つてあります。

そこでお聞きしたいのは、一体この手数料、これは各地方団体によつて条例で定めて、この三千円以下の範囲内

でそれ、事情に合うようにおきめのことだと存じますが、私は一体東京のよう業者の多いところの団体ではどのくらいこの手数料の収入があつたのか、そしてどういふふうにしてその収入を使つておつたのかということ。で、なお最も小さいような府県では同じようにどのくらい収入があつてどういふふうに使つていたか、これをまあ平均的に、尤もこの登録税というものは府県によつて違つて、おおよそ大づかみ、各県としてはどのくらいの額であり、そしてどういふふうに使つていたのか、この点を一先お聞きしたいと思つております。

○衆議院議員(久野忠治君) 只今三浦先生の御発言、誠に適切な御質疑でございます。衆議院の委員会においてこの点が非常に研究されなければならぬというので、東京都の関係者の方たちに住宅小委員会へ御出席を頂きまして、御意見を聞いたわけでございます。全国的な数字は私のほうで余り調査しなかつたので存じません。ですが、大体一番登録された人員の多いところは東京都でございます。登録人数約五千であつたと思つて、登録料は、それから愛知県なども割合に多いのでございまして、千六百名ほどでございます。他は、さつと格落ちでございますが、あとから政府側から一つ資料を御提出頂ければ結構かと思つて、少いところでは十名、二十名という程度の府県が大半のようでございます。

そこで一番問題になるところは東京都でございます。これが三千円が半額になれば相当地方財源も少くなることとございまして、支障を来たすのじやなからうかというふうなことで検討をいたしましたわけでございます。併しながらこれは飽くまでも手数料でございます。これを地方財源として見積ることが妥当であるかどうかというふうな議論もなされたわけでございます。それからこの法文に明記されましたように、三千円以下となつておるわけでございます。これは更新の場合に地方の条例を改正をいたしました、半額にしても差支えないわけでございます。併しながら法文に三千円以下と書いてあります。これは当然三千円取るわけでございます。そして、そこで東京都の例を申し上げますと、大体二十名程度の人がこの登録の仕事に携わつておる、こう言つておるのでございます。そこで私のほうも人を派していろいろ内容を調査いたしました。この二十名程度という人は審議会の仕事に専念してやつておるようではないのでございまして、他の仕事と噛み合してやつておるようでございます。そこで二十名が専念しておるということになりますれば、当然財源としては不足して来ることに相成るわけでございます。そういうふうな実績ではないというふうな私たちの調査の結果結論を得たような次第でございます。そこで只今三浦先生の御意見でござ

います。が、大体他の業種等を調査いたしましたところが、手数料を更新する場合に、弁護士登録手数料でございますが、これが新規の場合は三千円、登録更新の場合に千二百円と相成つておるわけでございます。他の手数料の制度の設けられたものを調査をいたして見まして、三千円というのはいさ多いのでございまして、これはでき得ることです。本年丁度この登録更新の時期に當つておりますので、更新のみはやはり法文に明記して上げておいたほうがよくはなからうかというところで半額の千五百円ということにいたしました。次第でございます。

○三浦辰雄君 大体わかりました。これは小さい県というところは極く少数、今御例示のような人数のところもありましようが、おおよそ一体のくらしい府県で、大づかみに以て、この登録をされている業者がおられるのでしようか。

○政府委員(師岡健四郎君) 実は全国的にどのくらい各県にこの仕事に従事しておるかという調べはございせんが、全体的に申しまして、今度の改正によりすると、現在で全国的に四千万円ほどの収入がある。それに対して千五百円と改正になりますと、一ぱい取りましたところで二千四百万円、従いまして千七百万円ほどの減収に相成るわけでございます。併しこれは先ほど久野委員長の御説明にもありましたかと思つて、実はこの登録手数料

料だけで賄わなくてもよろしいのでありまして、平衡交付金の基礎にもこれは若干入つておるものでございませうから、多少の減収は大体行くのではないかと、東京都について申し上げますと、現在の手数料収入で現在の支出を賄えないという数字が出ておることは明らかでございますが、それは大體輕いのであつて、この程度の収入減は大體差支えないのじやないかというふうに考へております。

○三浦辰雄君 地方財政として標準税収入が幾らでも減るといふことは、一面平衡交付金を殖やさなければいかにいふ理窟も立つので、簡単にはその点割切れないところもありますが、全体の全国的な額としては今政府のほうからお答のように千七百万円減少といふことだといふのでわかりました。あなたが監督の立場から見ると、この宅地建物取引業者の方々に對しては、この手数料は少くなつたからと言つて、いわゆる指導監督の面を輕くしていいという意味ではなくて、むしろ今日住宅問題或いは宅地の問題が社会事情を反映していろ／＼と面倒な問題が、恐らく中には悪質なものも限らない。それは善良なる国民のためにはそういうものに引つ掛らないように、或いはそういう業態が改まるように御指導されるのは当然だと思つて、そこで政府のほうにお聞きしたいのは、これくらいの減収があるからと言つて、そつちのほうの監督なり指導なりの点が緩む、そうして中には一般農民が被害を受ける機会が多くなる、こういう心配がこのために増すのだ、こういうふうなことが言えるか、それほどのことは無い。我々とし

てそれに代つて、これが減収しても、むしろ逆に指導については、監督については一層万全を期したい、こういうことだろうとは思ふのだけれども、その点の覚悟といひますか、考へ方はどうですか。

○政府委員(師岡健四郎君) お話の通りでございます。この手数料収入が減りましたことによりまして、大切な仕事を疎かにするといふような考へは、我々としても毛頭ございませぬ。併し地方として多少収入に從來依存しておつた面があるといふためにお困りの面もあると思ひますが、これはこの仕事の趣旨が漸次徹底いたしましたので、地方におきましてもこの仕事をだんだんと非常に御熱心にやつておられるわけでございます。従ひましてこの程度の収入減によりまして、只今御心配になりましたような悪い結果といふものは私どもとして先ず心配ない。併しながら一層我々として指導を加へまして、そういうことの方々起らないようにいたしたいと考へております。

○三浦辰雄君 監督の立場にある政府のほうから、この法案が通つた場合においてもこの指導監督の面については万全を期することが出来る、こういうことでありますから、私はその点を一層お願いいたしまして、私の質疑はこれで終りたいと思ひます。

○衆議院議員(久野忠治君) 只今三浦委員の御発言について、誠に御尤もでございます。実は最近不良登録業者と申しますか、不良業者がたゞさん巷に出て、大衆一般の人に迷惑をかけるおるといふような実情もいろ／＼聞きますので、実はこの法案の改正に当

りまして、更新の年限を二、三年延期してはどうかといふような意見もあつたやうでございますが、丁度今年が更新の年限でありますので、この際不良業者を叩き落すといひますか、十分審議して、悪い業者をやめさせようじやないかといふような意味で、年限も二年そのまゝにして、今年丁度七月が年限になるわけでございますから、そこで一つ御審議を頂き、まあ政府側からも指導監督をして頂くといふことになつてはどうかといふようなことと、この更新年限の二年は延長しないといふことで決定をいたしましたやうな次第でございます。そこで第二十二条の二の、「審議を置くことができるものとする。」といふ条項を加へまして、条例によつて審議を置くことができるわけでありまして、東京都あたりは設けておるやうでございますが、併し地方においては設けておらない県が多いのでございます。できることとありますならば地方自治団体に

おいて審議を設けて頂いて、そして苦情処理等に當つて頂く、こういうことが適切ではなからうかといふことで法文化したやうな次第でございます。何と言ひますか、業法が施行されました以来まだ二年でございますから、悪い点もたゞさんあるかと思ひますが、順次これを改正をして、そして業法の円満なる遂行に當るべくこれを指導監督をして行つてはどうかといふような意見がたゞさん出たやうな次第でございます。その点も併せて一言申し上げた次第でございます。

○委員長(深川タマエ君) 他に御発言はございませんか。

○石川榮一君 宅地建物取引業法の一部改正法律案に關しまして大體の質疑は終つたやうに見えますので、この際質疑を打ち切りまして、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(深川タマエ君) それでは只今の石川委員の御動議に御異議ございませんか。

○小笠原二三男君 建設委員会の慣行として、減多なことでは討論まで省略して採決なんといふようなことは許されないと。私は質疑が打ち切れ、討論があれば討論をし、なければいふようにさせて進むことはいいけれども、討論を打ち切つて直ちに採決、そんな一つも二つもどつちやにしたい動議は反対。

○石川榮一君 更に動議をやり直します。このことについては実は事前に諸君にお話をしたつもりなんです。私の誤解かも知れませんが、更に動議を提出いたします。

この際質疑を打ち切つて、討論に入ることの動議を提出します。

○田中一君 石川君の動議に賛成いたします。

○委員長(深川タマエ君) 石川委員の御動議のごとく質疑を打ち切ることの御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 異議ないやうでございますから、質疑は打ち切りまして、直ちに討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにして御意見の御開陳を願ひます。

○田中一君 討論もないやうですから、討論打ち切りの動議を提出いたします。

○石川榮一君 田中君の動議に賛成します。

○委員長(深川タマエ君) 田中委員の御動議のごとく討論を省略することに御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないやうでございますから、討論を省略いたします。直ちに採決に入ります。宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

○委員長(深川タマエ君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。

なお委員長の本会議における口頭報告の内容等事後の手續は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないと認めます。

なお、本案を可とされました方は、例によりまして、順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
石井 桂 石川 榮一
三浦 辰雄 石坂 豊一
小澤 久太郎 鹿島守之助
飯島達次郎 小笠原二三男
近藤 信一 田中 一
○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて下さい。
○委員長(深川タマエ君) 速記を止め、速記を起して下さい。
次に建設業法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

昭和二十九年六月二十三日印刷

昭和二十九年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局